

北海道告示第 10476 号

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）第12条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施設の名称  
北海道立道民活動センター
- 2 指定管理者  
一般財団法人道民活動振興センター
- 3 利用料金の額  
別表のとおり

(別表)

- 1 ホール、会議室、研修室等を利用する場合（条例別表2及び3の表の場合を除く。）

区 分		利 用 料 金 の 額					
		午 前	午 後	夜 間	1 日		
ホ ー ル	平 日	45,540円	45,540円	60,720円	144,210円		
	土 曜 日	54,560円	54,560円	72,710円	172,700円		
	日 曜 日 休 日						
リ ハ ー サ ル 室		2,750円	2,750円	3,630円	8,250円		
展 示 ホ ー ル	A				11,550円		
	B				11,550円		
1	1	0	会 議 室	3,410円	3,410円	4,510円	10,230円
3	1	0	会 議 室	3,740円	3,740円	4,950円	11,220円
3	2	0	会 議 室	1,980円	1,980円	2,640円	5,940円
大 会 議 室		14,300円	14,300円	19,030円	40,480円		
5	1	0	会 議 室	4,730円	4,730円	6,270円	14,190円
5	3	0	会 議 室	2,200円	2,200円	2,970円	6,600円
5	4	0	会 議 室	3,410円	3,410円	4,510円	10,230円
6	1	0	会 議 室	3,190円	3,190円	4,290円	9,570円
6	2	0	会 議 室	3,190円	3,190円	4,290円	9,570円
6	3	0	会 議 室	1,980円	1,980円	2,640円	5,940円
7	1	0	会 議 室	7,920円	7,920円	10,560円	22,440円
7	6	0	会 議 室	2,200円	2,200円	2,970円	6,600円
8	1	0	A 会 議 室	2,200円	2,200円	2,970円	6,600円
8	1	0	B 会 議 室	3,190円	3,190円	4,290円	9,570円
9	1	0	会 議 室	1,980円	1,980円	2,640円	5,940円

9	2	0	会 議 室	3,960円	3,960円	5,280円	11,880円
1	0	1	0 会 議 室	3,740円	3,740円	4,950円	11,220円
1	0	2	0 会 議 室	3,410円	3,410円	4,510円	10,230円
1	0	3	0 会 議 室	5,500円	5,500円	7,370円	16,500円
1	0	4	0 会 議 室	5,500円	5,500円	7,370円	16,500円
1	0	5	0 会 議 室	4,730円	4,730円	6,270円	14,190円
1	0	6	0 会 議 室	7,920円	7,920円	10,560円	22,440円
1	0	7	0 会 議 室	5,500円	5,500円	7,370円	16,500円
5	2	0	研 修 室	8,360円	8,360円	11,110円	23,650円
7	3	0	研 修 室	5,500円	5,500円	7,370円	16,500円
7	4	0	研 修 室	2,200円	2,200円	2,970円	6,600円
7	5	0	研 修 室	3,190円	3,190円	4,290円	9,570円
8	2	0	研 修 室	11,110円	11,110円	14,850円	31,460円
9	3	0	研 修 室	1,870円	1,870円	2,530円	5,610円
9	4	0	研 修 室	3,960円	3,960円	5,280円	11,880円
レクリエーション研修室				6,050円	6,050円	8,030円	18,150円
シャワー室	A			440円	440円	550円	1,300円
シャワー室	B			1,100円	1,100円	1,430円	3,300円
調 理 室				550円	550円	770円	1,650円
和室研修室 樹	和 室 研 修 室 えぞまつ			1,210円	1,210円	1,650円	3,630円
	和 室 研 修 室 あかなら			1,210円	1,210円	1,650円	3,630円
和室研修室 花	和 室 研 修 室 はまなす			1,210円	1,210円	1,650円	3,630円
	和 室 研 修 室 すずらん			1,210円	1,210円	1,650円	3,630円

2 ホール、会議室、研修室等を利用者が営利又は営業の目的で利用する場合(3の表の場合を除く。)

その利用の区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額

3 ホール、会議室、研修室等を利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して利用する場合(入場料等の額(入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)が2,000円を超える場合に限る。)

区 分	利 用 料 金 の 額
1 入場料等の額が4,000円未満の場合	その利用区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額

2 入場料等の額が 4,000 円以上の場合	その利用区分に応じ、1 の表に定める額にそれぞれ 3 を乗じて得た額
------------------------	------------------------------------

4 設備等を利用する場合

区 分	利用料金の額 (円)		備 考
<b>ホールを利用する場合</b>			
<b>舞 台 設 備</b>			
所作台	1 回 1 式につき	7,370	
反響板	1 回 1 式につき	2,750	
平台	1 回 1 台につき	220	
かげ段	1 回 1 台につき	110	
講演台 (3点セット)	1 回 1 式につき	1,210	
金屏風 <sup>びょうぶ</sup>	1 回 1 双につき	2,420	
座布団	1 回 1 枚につき	110	
上敷	1 回 1 枚につき	220	
松竹羽目	1 回 1 式につき	2,420	
紗幕 <sup>しや</sup>	1 回 1 枚につき	660	
浅黄幕	1 回 1 枚につき	660	
紅白幕	1 回 1 枚につき	660	
暗転幕	1 回 1 枚につき	660	
大黒幕	1 回 1 枚につき	660	
グリーン幕	1 回 1 枚につき	660	
毛せん	1 回 1 枚につき	440	
地がすり	1 回 1 枚につき	990	
振り竹	1 回 1 式につき	660	
雪かご	1 回 1 式につき	220	
指揮台	1 回 1 台につき	220	
譜面台	1 回 1 台につき	110	
指揮者用譜面台	1 回 1 台につき	110	
スクリーン	1 回 1 式につき	2,420	
姿見鏡	1 回 1 面につき	220	
<b>照 明 設 備</b>			
Aセット	1 回 1 式につき	17,380	ホーターライト(200ワット 66 灯)1 列 スポットライト(1キロワット)115 台 スポットライト(1.5キロワット)18 台 スポットライト(500ワット、575ワット又は 650ワット)50 台 アッパーホリゾンタライト(500ワット 90 灯)1 列 ロアホリゾンタライト(300ワット 108 灯)1 列
Bセット	1 回 1 式につき	14,300	ホーターライト(200ワット 66 灯)1 列 スポットライト(1キロワット)80 台 スポットライト(1.5キロワット)12 台 スポットライト(500ワット、575ワット又は 650ワット)24 台

			アップーホリゾントライト(500ワット90灯)1列 ローホリゾントライト(300ワット108灯)1列
Cセット	1回1式につき	6,160	スポットライト(1キロワット)8台 スポットライト(1.5キロワット)12台 天板ライト(85ワット)34灯
Dセット	1回1式につき	4,180	ボーダーライト(200ワット66灯)1列 スポットライト(1キロワット)20台 スポットライト(1.5キロワット)6台 スポットライト(500ワット、575ワット又は650ワット)10台
ボーダーライト(200ワット66灯)	1回1列につき	3,410	
天板ライト(85ワット34灯)	1回1式につき	3,410	
アップーホリゾントライト(500ワット90灯)	1回1列につき	1,870	
ローホリゾントライト(300ワット108灯)	1回1列につき	3,740	
フットライト(60ワット60灯)	1回1列につき	2,420	
花道フットライト(60ワット24灯)	1回1列につき	1,210	
センタースポットライト(2キロワット)	1回1台につき	3,960	
スポットライト(1.5キロワット)	1回1台につき	440	
スポットライト(1キロワット)	1回1台につき	220	
スポットライト(500ワット、575ワット又は650ワット)	1回1台につき	110	
LEDライト	1回1台につき	110	
ストリップライト(8灯式)	1回1台につき	440	
ストリップライト(4灯式)	1回1台につき	220	
プロジェクタースポットライト(1キロワット)	1回1台につき	660	
プロジェクタースポットライト(500ワット)	1回1台につき	330	
ディスクマシン	1回1台につき	330	
ダブルマシン	1回1台につき	330	
フィルムマシン	1回1台につき	330	
マスクングキャリアケース	1回1台につき	330	
先玉	1回1個につき	110	
エフェクトパターン	1回1枚につき	110	
ドラムマシン	1回1台につき	880	
波エフェクト	1回1台につき	880	
ミラーボール(吊式)	1回1台につき	770	
マルチストロボ	1回1台につき	220	
フォグスモークマシーン	1回1台につき	2,200	
星球(50個)	1回1式につき	550	
ブラックライト	1回1台につき	110	
ドライアイスマシン	1回1台につき	1,100	
ライト用段スタンド	1回1台につき	220	
ライト用平置スタンド	1回1台につき	110	
持込み照明設備	1催事1台につき	110	
カラーフィルター	1回1枚につき	110	

<b>音響設備</b>			
音響調整卓	1回1式につき	4,950	
カセットテープデッキ	1回1台につき	660	
コンパクトディスクプレーヤー	1回1台につき	880	
メモリーレコーダー	1回1台につき	770	
デジタルサウンドプロセッサー	1回1台につき	1,100	
3点電動吊 <sup>つり</sup> マイク装置	1回1式につき	660	
ワイヤレスマイク(マイクスタンド <sup>°</sup> 付き)	1回1本につき	1,980	
コンデンサー型マイクホン(マイクスタンド <sup>°</sup> 付き)	1回1本につき	1,320	
ダイナミック型マイクホン(マイクスタンド <sup>°</sup> 付き)	1回1本につき	1,100	
マイクスタンド <sup>°</sup> (フロア型、卓上型又はフーム型)	1回1台につき	110	
アक्सフェーダーユニット(マイク1本付き)	1回1式につき	1,210	
補助音響調整卓(32チャンネル)	1回1式につき	1,320	
持込み音響設備(2キワット以上)	1催事1式につき	12,320	
プロセアムスピーカー(増幅器付き)	1回1式につき	1,100	
サイドスピーカー(増幅器付き)	1回1式につき	880	
ステージスピーカー(増幅器付き)	1回1式につき	220	
はね返りスピーカー(増幅器付き)	1回1台につき	110	
<b>楽器設備</b>			
フルコンサート用ピアノ(外国製)	1回1台につき	6,160	
フルコンサート用ピアノ(日本製)	1回1台につき	3,740	
大太鼓	1回1台につき	1,210	
<b>その他の設備</b>			
移動式スクリーン	1回1台につき	220	
特殊電源	1回1キワットにつき	660	
一般電源	1回1キワットにつき	220	
有線LAN回線	1回1回線につき	770	
<b>その他の施設を利用する場合</b>			
アップライトピアノ	1回1台につき	1,210	
電子ピアノ	1回1台につき	440	
スクリーン	1回1台につき	220	
映像音声再生機	1回1台につき	880	
視聴覚装置(移動式)	1回1式につき	880	
音響装置	1回1式につき	220	
ワイヤレスマイクロホン	1回1本につき	660	
有線マイクロホン	1回1本につき	330	
テーブルマイクロホン	1回1本につき	330	
マイクスタンド	1回1台につき	110	
小型ホワイトボード	1回1台につき	550	
展示用パネル	1日1回1枚につき	220	
カセットテープデッキ	1回1台につき	660	

コンパクトディスクプレーヤー	1回1台につき	440	
プロジェクター	1回1台につき	1,100	
展示用白布	1催事1枚につき	1,210	
一般電源	1回1キワットにつき	220	
ポケットWi-Fi	1回1台につき	220	
有線LAN回線	1回1回線につき	330	

- 注 1 ホールにおいて、ホールを利用する場合の項目にない設備等であって、その他の施設を利用する場合の項目にある設備等を利用する場合は、その利用料金を適用する。
- 2 その他の施設において、その他の施設を利用する場合の項目にない設備等であって、ホールを利用する場合の項目にある設備等を利用する場合は、その利用料金を適用する。

#### 5 駐車場を使用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前8時30分から午後9時30分まで		午後9時30分から 翌日の午前8時30分まで
	基本料金 (最初の1時間まで)	超 過 料 金	泊 料 金
乗 用 車	440円	30分につき220円	1,100円

ただし、午前8時30分から午後9時30分までの間に連続5時間以上駐車場を利用する場合には、2,200円の定額とする。

#### 6 ロッカーを利用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額 (円)		備 考
貸出用ロッカー (大)	1月1区画につき	1,100	2列2段
貸出用ロッカー (小)	1月1区画につき	770	2列3段

#### 7 ホールの割引利用料金

ホールを、利用日の前45日から前10日までに、コーラス、吹奏楽、舞踊、演劇等の練習を行うための利用申込みをした場合の利用料金は、次のとおりとする。なお、利用日の前45日及び前10日が休館日(12月29日から翌年1月3日まで及び臨時休館日)のときは、その翌日とする。

##### (1) ホールの割引利用料金

区 分	利 用 料 金 の 額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
ホール	20,000円	20,000円	20,000円	57,000円

(2) 上記(1)が適用される場合の具体的な取扱方法は、指定管理者が別に定める。

#### 8 リハーサル室及びレクリエーション研修室の割引利用料金

リハーサル室及びレクリエーション研修室の夜間区分を、利用日の前29日から当日までに、コーラス、吹奏楽、舞踊、演劇等の練習を行うための利用申込みをした場合の利用料金は、次のとおりとする。

なお、利用日の前29日が休館日(12月29日から翌年1月3日まで及び臨時休館日)のときは、その翌日とする。

(1) リハーサル室及びレクリエーション研修室の割引料金

区 分	利 用 料 金 の 額	
	夜 間	後延長 (21時～22時)
リハーサル室	2,500円	500円
レクリエーション研修室	4,000円	1,000円

(2) 上記(1)が適用される場合の具体的な取扱方法は、指定管理者が別に定める。

備 考

- 1 1、7の(1)及び8の(1)の表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時までとする。
- 2 1の表の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、1日利用の場合の1時間当たりの利用料金の額に1.3を乗じて得た額とする。
- 3 特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができるものとする。
- 4 駐車場を利用する場合において、駐車時間に30分未満の端数の時間があるときは、当該時間については、30分として計算するものとする。
- 5 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいうものとする。
- 6 4の表において、1回の利用とは、持込み照明設備、持込み音響設備（2キワット以上）、展示パネル及び展示用白布を除き、1の表に掲げる午前、午後及び夜間の各時間区分における各利用をいい、1日の利用については、3回の利用とみなすものとする。

附 則

この料金は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。

附 則

この料金は、平成28年12月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。

附 則

この料金は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。

附 則

この料金は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に駐車場利用料金を精算するものから適用する。

附 則

この料金は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。

附 則

この料金は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。

附 則

この料金は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。

附 則

この料金は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。